

事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について
(事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン) (案)
に関する意見

日本司法書士会連合会

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

(担保目的財産の考え方について)

<意見>

- ① 上記考え方を含めた企業価値担保権制度全体につき、周知を徹底すべきである。
- ② ①の周知の在り方として、債務者である事業者の信用不安を払拭することを目指すべきである。

<理由>

企業価値担保権は、事業者の総財産を担保の目的とするものであるが、取引社会における企業価値担保権制度自体の理解が十分でなければ、債務者である事業者の信用不安を惹起しかねず、ひいては与信の現場において利活用されない担保権制度にもなりかねない。

したがって、企業価値担保権制度全般の周知徹底を図るとともに、債務者である事業者の信用不安を払拭することが求められる。

(労働契約等における契約上の地位について)
(企業価値担保権の実行に係る労働者とのコミュニケーション)

<意見>

上記の各記載については、例えば、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和 5 年法律第 25 号)における業務委託等、労働者類似の地位を有する者を相手方とする契約にも当てはまる旨を明確にすべきである。

<理由>

企業価値担保権に関しては、法制審議会担保法制部会において事業成長担保権の議論がされていた当時から、主に労働契約上の地位を念頭において議論されてきた。しかし、本留意事項で述べる契約上の地位についての記載は、例えば、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律における業務委託等、労働者類似の地位を有する者を相手方とする契約にも該当するものが少なくない。

したがって、労働者類似の地位を有する者を相手方とする契約にも当てはまる旨を明確にする必要がある。

事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について(事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン)(案) 5 ページ目「借り手の事業拡大や経営改善等に当たっては、企業価値担保権が設定されている場合に限られないことではあるものの、まずは経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために主体的に取り組んでいくことが重要であり、貸し手には、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められることについても、留意が必要である(注 11)。」

<意見>

上記留意事項に関連して、事業性融資の推進等に関する法律（令和 6 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 20 条第 2 項の「通常の事業活動の範囲」の要件につき、担保権者である金融機関等と債務者との間で当該要件に係る範囲を明確化することを促す方向で、債務者による担保目的財産の使用、収益及び処分に係る基本的な考え方の整理や指針を示すべきである。

<理由>

企業価値担保権の担保目的財産である会社の総資産は、債務者の事業の継続によって形成・維持される部分が少なくないところ、当該事業の継続に当たっては、債務者による担保目的財産の使用、収益及び処分が不可欠となるため、原則として、その使用等は制限されるべきではない（法第 20 条第 1 項）。

他方、法第 20 条第 2 項では、通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用等が制限されているため、企業価値担保権の担保目的財産の形成・維持の観点から、金融機関等と債務者との間で当該範囲を一定程度明確にすることが与信上不可欠であると考えられる。なぜなら、同項の要件である「通常の事業活動の範囲」が不明確であると、債務者は、財産の処分に慎重になって事業の継続に必要な取引や投資を躊躇するなど、担保目的財産の形成・維持に不可欠な、機動的な経営判断が妨げられる可能性がある。また、債務者の取引先にとっても、担保権者の同意を要するか否かが不透明であることが法的リスクの懸念を生じさせることとなる。その結果、債務者の取引機会の喪失や信用低下を招いて債務者の事業の継続に困難を生じ、担保目的財産の形成・維持ができなくなるおそれがあるからである。

企業価値担保制度は、債務者である事業者の総財産を一体として担保提供することにより、金融機関等との間に緊密な信頼関係を構築することを予定した制度である。そのため、「通常の事業活動の範囲」の具体化を通じて、金融機関等が債務者の事業の現況を的確に把握し、これにより債務者と金融機関との間で継続的な対話や情報共有が促されることは、制度の実効性を高める上でも意義が大きい。

しかし、債務者による担保目的財産の使用、収益及び処分に関する基本的な考え方の整理や指針の整備が未だ十分でなく、この点が企業価値担保権制度を利用する上での阻害要因の一つになりかねない。

そのため、債務者による担保目的財産の使用、収益及び処分に係る基本的な考え方の整理や指針を示すことが求められる。

以上